

英国におけるメディア所有規制の最新動向

－Ofcom 「メディア所有規制の運用に関する報告書」(2012.11.22) を手掛かりとして－

数永信徳¹

英国におけるメディアの多様性の確保に関する検討は、2010年11月のBSkyB買収事件以降、これまで多くの議論が重ねられてきた。英国において、今後のメディアにおける意見の多様性の確保をどのように考えていくべきか、また、インターネットと連携・融合する新たなメディアの出現によるメディアの多様化にどのように対応していくべきか、そして、これらの議論の結論として、2012年11月22日に英国通信庁(Ofcom: Office of Communications)から英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS: Department for Culture, Media and Sport)へ2012年定期報告「メディア所有規制の運用に関する報告書」が提出されたところである。

本稿は、このOfcomの2012年定期報告書について、英国のメディア所有規制に関する法令及び各種報告書を参照しながら、その具体的な内容を紹介するものである。

1. はじめに

2012年11月22日に英国通信庁(Ofcom: Office of Communications)²が英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS: Department for Culture, Media and Sport)へ提出した2012年定期報告「メディア所有規制の運用に関する報告書」³の各項目(Section)は次のとおりである。

- ・ Section1: 概要
- ・ Section2: 2012年定期報告書の検討範囲

¹ 総務省情報通信政策研究所主任研究官

² ジョン・ミドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論』有斐閣・一橋大学大学院法学研究科叢書(2010年) p263以下「第10章第1節 オフコム設立への道」、p284「第10章第14節 オフコムの財源と職員数」参照

鈴木賢一「英国の新通信法－メディア融合時代におけるOFCOMの設立－」レファレンス(2004年11月) p72及びp76以下「III OFCOMの設立」参照

中村美子「イギリス Ofcom」放送研究と調査(2010年9月) p27以下「2. Ofcomの概要」参照

総務省「世界情報通信事情(英国)」p3及びp23参照

<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/uk/pdf/044.pdf>

³ Ofcom 「メディア所有規制の運用に関する報告書 (Report to the Secretary of State(Culture, Media and Sport) on the operation of the media ownership rules listed under Section 391 of the Communications Act 2003)」(2012年11月22日提出・公表)

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/media-ownership/morr-2012-statement.pdf>

- ・ Section3：全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）
- ・ Section4：放送局免許制度
- ・ Section5：ニュース配信事業者の指定制度
- ・ Section6：メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動
- ・ Annex1：英国の現行メディア所有規制一覧

以下、Section2 からSection6 までの主要項目について、英国のメディア所有規制に関する関係法令及び各種報告書を参照しながら、その内容を紹介していく。ただし、本稿はあくまでも「調査報告」あるいは研究の途中経過としての「研究ノート」として位置づけられるものであり、速報性を重視する観点から詳細な分析や評価は行っていない。⁴ したがって、2010年11月のBSkyB買収事件以降これまでの英国における具体的な検討経緯、そして英国のメディア所有規制の今後の方向性については、このOfcomの2012年定期報告書とあわせて、稿をあらためて論述することとしたい。

2. 2012年定期報告書の検討範囲

－2012年定期報告書 Section 2－

2.1. DCMS 大臣への報告義務

英国議会（Parliament）は、民主主義社会において意見の多様性を確保し、国民（citizens）が様々な情報源からニュース、情報、意見を入手することを目的として、テレビ、ラジオ、新聞に対するメディア所有規制を制定している。そしてOfcomは、2003年通信法第391条に基づき、「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」を含む当該メディア所有規制について⁵、定期的に、その運用状況について検討を行い報告する責務を負っている。また、OfcomはDCMS大臣に対して当該規制について法改正を行うべきかどうかに関する勧告を行うこととされており、少なくとも三年ごとにDCMS大臣へ報告することが義務づけられている。なお、この2012年のOfcomの定期報告「メディア所有の運用に関する報告書」は、2006年、2009年に続く三回目の定期報告として位置づけられる。

2.2. 今回2012年の「メディア所有規制の運用に関する報告書」の検討範囲

-
- ⁴ 簡略な分析及び評価については、本稿p11以降「7. 英国におけるメディア所有規制の『パラドックス“Paradox”』」及び「8. 英国におけるメディア所有規制の今後の方向性」参照
- ⁵ 2003年通信法第391条に規定されるメディア所有規制の検討対象は、以下のとおりである。
- (a)1990年放送法附則第2（放送局免許の欠格事由）
 - (b)2003年通信法附則第14（「チャンネル3」と新聞社のクロスメディア所有規制、いわゆる「20/20 規制」）
 - (c)2003年通信法280条及び281条（「チャンネル3」のニュース配信事業者の指定）
 - (d)2003年通信法283条（「チャンネル5」のニュース配信事業者の指定）
 - (e)2002年企業法第3部（メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入）
- このうち、「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」は上記(e)に関するものである。

前回 2009 年のOfcomの定期報告では、英国議会（Parliament）によるメディア所有規制の制定理由について言及した上で当該規制がその立法目的を達成しているかどうかの検討を行っている。この 2009 年の定期報告及びその後のDCMS大臣の要請に基づくフォローアップ調査報告では、特に地方ローカル局のクロスメディア所有規制に注目し、地方ローカルラジオ局所有規制、地方ローカルラジオ局と全国ラジオ局のマルチプレックス（multiplex）⁶ 所有規制、地方ローカル局のクロスメディア所有規制に関する規制緩和が行われてきた。そのため、今回 2012 年の定期報告では残された現行のメディア所有規制を対象に検討を行うこととしている。なお、主要な現行のメディア所有規制としては以下のものがある。⁷

- ・全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）⁸
- ・メディア企業の合併に対する「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」に基づく国務大臣（DCMS）の介入権の発動⁹

このうち、特に、後者のメディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権発動の判断基準となる「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」の見直しを提言した二つの報告書^{10 11} が 2012 年 6 月及び 10 月にDCMS大臣へ提出・公表されている。そして、これらの二つの報告書に続くこの 2012 年の定期報告「メディア所有規制の運用に関する報告書」（2012.11.22）は、その二つの報告書の提言を取り入れた内容となっている。また、「メディア独占の評価手法」に関するこれら二つの報告書の準備段階において、Ofcomはメディアの多様性に関する考え方について意見募集（パブリックコメント）を実施し、前回 2009 年の定期報告以降に発生した二度^{12 13} のメディア企

⁶ 1996 年放送法により導入された放送用周波数帯域の管理権を所有して放送サービス事業者へ周波数帯域を提供する管理事業者。

⁷ 英国の現行メディア所有規制について、前掲注 3「別添 1（Annex 1）」にその一覧が掲載されている。

Ofcom「メディア所有規制の運用に関する報告書（Report to the Secretary of State(Culture, Media and Sport) on the operation of the media ownership rules listed under Section 391 of the Communications Act 2003）」（2012 年 11 月 22 日提出・公表）「別添 1（Annex 1）」

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/media-ownership/morr-2012-statement.pdf>

⁸ 本稿 p4「3. 全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）参照

⁹ 本稿 p8「6. メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動」参照、注 29 及び 66 関連

¹⁰ Ofcom「メディアの多様性の測定に関する報告書（Measuring media plurality）」（2012 年 6 月 6 日提出、2012 年 6 月 19 日公表）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/measuring-plurality/statement/statement.pdf>

¹¹ Ofcom「メディアの多様性の測定に関する報告書—追加勧告—（Measuring media plurality—supplementary advice）」（2012 年 9 月 28 日提出、2012 年 10 月 5 日公表）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/measuring-plurality/letters/advice.pdf>

¹² 2010 年のニュース・コーポレーションによる BSkyB の買収事案、注 35 関連

¹³ 2012 年のグローバルラジオによる、ガーディアン・メディア・グループのラジオ部門

業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権発動に当たり、その現行法令の適用に関する審査報告を提出してきたところである。

Ofcomのメディアの多様性に関するこれらの提言が、もし英国議会（Parliament）において立法化されるならば、ニュース・メディア市場の多様性に関する規制の在り方に重要な変革をもたらすことになる。さらに、Ofcomが報告義務を負っている 2012 年定期報告としての「メディア所有規制の運用状況に関する報告書」（2012.11.22）は、英国において大きな議論を巻き起こしているLeveson裁判官の調査委員会¹⁴のメディアの在り方に関する調査の一部を構成するものであり¹⁵、それゆえ、今回 2012 年のOfcomの定期報告における勧告は、これらの状況を踏まえてメディアの所有規制についてより大きな議論の枠組みの中で慎重に検討されるべきものである。

3. 全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）

－2012 年定期報告書 Section 3－

3.1. 現行法制と政策目的

現行法制は、20%を超える国内市場占有率を有する新聞社グループが、「チャンネル 3」¹⁶の免許を取得すること、または 20%を超えて「チャンネル 3」の免許を有する者の株式を保有することを禁止している。当該規制は、新聞社グループと「チャンネル 3」の免許を有する者を合わせたメディアの影響力について、その過度の集中を避けるために 2003 年に制定されたものである。

3.2. 前回 2009 年定期報告から 2012 年までの状況

前回 2009 年のOfcomの定期報告では、英国議会（Parliament）の当該規制における立法趣旨は今なお妥当性があるという結論に達したことから、現行規制の維持を勧告した。また、人々（people）が全国ニュースを入手する手段に大きな変化はないという調査結果もあわせて報告している。無料テレビ全国放送と新聞は、依然として全国ニュースの重要な情報源であり、ITV1 は現在なおBBCに次ぐ第 2 位の無料全国放送のニュース配信事業者となっている。「ニュースの入手方法等に関する調査」¹⁷によれば、英国の成人の 95%

の買収事案、注 36 関連

¹⁴ 2011 年 7 月に英新聞社の盗聴事件を受けてキャメロン英首相が設置した独立調査委員会。Leveson 調査委員会は、報道におけるプライバシーの尊重や誤った記事の防止を図るための独立した自主規制組織の設立を提言している。

あわせて、「多様性」については、ニュース及び時事に焦点が置かれるべきであり、オンライン・ニュース配信もメディア多様性の測定に当たって考慮されるべきであると提言している。

¹⁵ 前掲注 3, 2.8

¹⁶ チャンネル 3（ITV）：1955 年放送開始の英国内最大の民間放送局（全国ネット 1 局、地方ローカル局 15 局）。

総務省「世界情報通信事情（英国）」p36 参照

<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/uk/pdf/044.pdf>

¹⁷ 英国の調査会社 Kantar 社による「ニュースの入手方法等に関する調査（Measuring News Consumption and attitudes）」p15 Chart 3.1a, どのメディアからニュースを入

が何らかのメディアからニュースを入手しており、具体的には、テレビからニュースを入手すると答えた人が 85%と最も高く、次いで新聞とラジオがそれぞれ 53%、一方、インターネットと答えた人は 41%という調査結果（複数回答可）が示されている。

また、2012 年 10 月の Ofcom の「メディアの多様性の測定に関する報告書－追加勧告－ (Measuring media plurality－supplementary advice)」(2012.10.5) においては、2003 年以降のコミュニケーション市場と新たなメディア産業の進展状況について以下のようなデータを紹介している。¹⁸

- ・ 2003 年時点と比較してデジタルテレビの浸透度が上昇
- ・ BBC の全国ニュース及び海外ニュースが増加する一方で ITV は減少
- ・ 新聞の全国紙の平均発行部数が著しく減少
- ・ ブロードバンドとスマートフォンの浸透度が上昇するとともに、オンライン・ニュースの利用が増加

3.3. Ofcom の結論

Ofcom は、「メディア独占の評価手法」に関する「メディアの多様性の測定に関する報告書 (Measuring media plurality)」(2012.6.19) 及び「メディアの多様性の測定に関する報告書－追加勧告－ (Measuring media plurality－supplementary advice)」(2012.10.5) の二つの報告書において、全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）を修正又は撤廃するべきか否か、それを実施するとしたらいつから施行すべきか、そしてそれらを最終的に判断するのは英国議会 (Parliament) であるとしている。また、Ofcom は英国議会 (Parliament) の判断材料となる重要な論点及び関連する要因であると考えられる事項について、DCMS 大臣からの質問に応える形で「メディアの多様性の測定に関する報告書－追加勧告－ (Measuring media plurality－supplementary advice)」(2012.10.5) において次のように言及している。特に、英国議会 (Parliament) が最終的な判断をするに当たって必要としていると考えられるのは以下の二つの論点である。

- ・ いわゆる「20/20 規制」が対応すべき基本的な問題（メディアの影響力の過度の集中）は今なお検討に値する論点であるか？
- ・ この基本的な問題（メディアの影響力の過度の集中）が今なお検討に値する論点であるとして、いわゆる「20/20 規制」はそれに対応する「メディア独占の評価手法」として最も効果的なものであるか？

この二つの論点に関して、Ofcom が立法化するよう提言を行っている「メディア所有規制に関する定期審査 (periodic reviews)」¹⁹ が実施されるならば、その初回の審査結果

手しているのかの合計値（複数回答可）に関する集計結果が示されている。調査結果は、2012 年 6 月 19 日の Ofcom の「メディアの多様性の測定に関する報告書 (Measuring media plurality)」の「別添 5 (Annex 5)」に掲載されている。
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/measuring-plurality/statement/Annex5.pdf>

¹⁸ 前掲注 11, 8.10

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/measuring-plurality/letters/advice.pdf>

¹⁹ 本稿 p10 「4～5 年ごとに『メディア所有規制に関する定期審査 (a periodic plurality

は、「メディア独占の評価手法」として現行制度より確実性が高いものになると考えられる。また、Ofcomの2012年の二つの報告書は、「メディア所有規制に関する定期審査（periodic reviews）」に基づく新しい規制の枠組みが上記の二つの論点に関して対応できるかどうか、特に上記後者の論点への回答に当たっての主要な要素になると言及している。²⁰ そして、この点については「メディア所有規制に関する定期審査（periodic reviews）」が初回に実施された時に初めてその当否が判明すると考えており、既に上記の二つの報告書において具体的な提言を行っていることから、Ofcomはこの2012年定期報告においては、敢えていかなる現行規制の変更も勧告しない。

4. 放送局免許制度

－2012年定期報告書 Section 4－

4.1. 基本的考え方

英国議会（Parliament）は、メディアの所有者²¹によるテレビやラジオを通じた不適切な影響力を防止することを主な目的として現行の放送局免許制度を規定している。前回2009年の定期報告では、メディアを取巻く環境の変化にも関わらず依然としてテレビとラジオは大きな影響力を有しており、英国議会（Parliament）の現行法制における立法趣旨は今なお妥当性があるという結論に達した。また、このことは、2012年においてもなお同様であり、テレビとラジオは依然として重要なニュースの情報源となっているという調査結果が「ニュースの入手方法等に関する調査」²²において示されている。

4.2. テレビとラジオの影響力

「ニュースの入手方法等に関する調査」²³によれば、メディア全体におけるニュースの入手方法の割合は、テレビが44%、続いてラジオが24%、インターネットが21%、新聞はその浸透度においてはラジオと同程度²⁴であるものの利用頻度が低いいためその割合は最も低く11%となっている。また同時に、この調査では、ラジオが他のメディアと違って独特の役割を果たしていることに言及しており、特に、ニュース速報、電話による視聴者参加番組、討論番組が評価されている。

4.3. Ofcomの結論

現時点では英国議会（Parliament）から現行法制を見直すべきであるという政策的根拠は指摘されておらず、上記に示したように、現行の法制度が機能しているメディア市場の

review)』を行うこと」、注39 関連

²⁰ 現行規制と新たなメディア多様性の枠組みとの整合性に関する更なる検討の必要性につき、本稿 p10 「6.3 Ofcom の結論」参照、前掲注 3, 6.10, 注 40 関連

²¹ 前掲注 3, 4.2, 英国の放送局免許制度においては、メディア所有者からの影響が懸念を招くおそれのある者として、例えば「政治団体や宗教団体」が想定されている。

²² 前掲注 17 参照

²³ 前掲注 17, p49 Chart 4.1.7a, 前掲注 17, p15 Chart 3.1a の集計結果をもとに利用頻度も含めた分析結果が示されている。

²⁴ 英国の調査会社カンター社の調査によれば、英国の成人の 53% が新聞とラジオの双方を利用しているとの調査結果。

現況は比較的安定していることから、現行規制の変更を勧告しない。

5. ニュース配信事業者の指定制度

－2012 年定期報告書 Section 5－

5.1. 現行法制と政策目的

Ofcomは地方ローカル「チャンネル 3」が全国ニュースを放送する番組を確保するよう要請している。この制度は、他の全国放送のニュースとの有効競争を確保するよう、全国放送のニュース配信事業者の中から一つのニュース配信事業者を指定するものである。「チャンネル 3」の免許を保有することが不適格である者は、「チャンネル 3」の指定ニュース配信事業者となることについても不適格となる。また、この制度は「チャンネル 3」に全国ニュースと海外ニュースの提供が適切に行われ、BBCとの効果的な競争が実現することを目的としており、これまで行使されたことはないが、DCMS大臣は「チャンネル 5」²⁵についても同様の立法措置を講じる権限を有している。

5.2. 前回 2009 年定期報告の勧告

2009 年時点においても 2003 年に規制緩和が行われた際と大きな変化はなく、「チャンネル 3」は依然として BBC に次ぐニュース視聴率を有する状況に変わりはなかった。そのため、Ofcom は英国議会 (Parliament) の立法趣旨は今もなお妥当性があると判断し、「チャンネル 3」へのニュース配信事業者の指定制度について、それを維持する勧告を行ってきた。

5.3. 前回 2009 年定期報告から 2012 年までの状況

BARB²⁶ は、全国ニュースや海外ニュースの一週間当たりの平均放映時間の観点から、今なおITVがBBCに次ぐニュース視聴率を有しているというデータを示している。²⁷ また、先に示したKantar社の「ニュースの入手方法等に関する調査」²⁸ によれば、テレビ局がニュース番組において時事問題を扱っているという点において、「チャンネル 3 (ITV Wales、STV 及びUTVを含む)」がBBCに次ぐ視聴率を有しているという結果が示されてい

²⁵ チャンネル 5 (Five) : 1997 年放送開始の民間放送局 (地上波による放送対象地域が英国全土の 80%にとどまっているため、放送開始当初から衛星も利用して英国全土をカバーしている)。

なお、「チャンネル 5」は、2010 年 7 月に英国内の雑誌や新聞を中心として Northern & Shell に買収され、同社の 100%所有になっている。

総務省「世界情報通信事情 (英国)」 p37 参照

<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/uk/pdf/044.pdf>

²⁶ BARB : Broadcasters' Audience Research Board

BBC、ITV、Channel 4、Channel 5、BSkyB 等によって設立された視聴率調査等を行う非営利団体。

<http://www.barb.co.uk/>

<http://www.barb.co.uk/resources/reference-documents/how-we-do-what-we-do>

http://www.barb.co.uk/resources/reference-documents/faq?_s=4

²⁷ 16 歳以上の全国ニュース及び海外ニュースの視聴率

²⁸ 前掲注 17 参照

る。BARBもKantar社も共に、視聴率の観点からの分析において、2009年時点と同様、「チャンネル5」よりも「チャンネル3」の方が高いという調査結果を示している。

5.4. Ofcom の結論

これらの調査結果から、当該現行規制の立法趣旨は今なお妥当性があることから、現行規制の変更を勧告しない。

6. メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動²⁹

—2012年定期報告書 Section 6—

6.1. 現行法制と政策目的

英国において国務大臣は、企業の合併に関して介入通知を発することができる。これは、当該企業合併が公共の利益に反していないかどうかの審査の端緒となる。

Ofcomのメディア所有規制に関する検討の中でも、特に、新聞その他のメディア企業に対する国務大臣（DCMS）による当該介入については、企業合併に当たっての公益性の判断基準を慎重に取り扱わなくてはならないと考えている。ある企業が放送局に依存していたり（いわゆる放送局に支配される「子会社」であったり）、あるいは放送局を含んでいたたりする（いわゆる放送局を支配する「親会社」であったりする）場合、それはメディア企業と看做される。

2003年通信法に規定されるメディア所有規制いわゆる「20/20規制」とは別に、メディア企業の合併に関して適用される「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」は、2002年企業法第3部第58条の各項において、以下の必要性を要請している。

- ・新聞における正確な報道及び自由な意見表明³⁰
- ・英国又は英国の一部における各新聞市場において、合理的かつ現実的な程度まで、新聞紙上の見解が十分に多様であること³¹
- ・英国全土、英国の特定地域又は英国の地方におけるそれぞれ異なる視聴者に対して、これらにサービスを提供するメディア企業を支配する者が十分に多様であること³²
- ・（全体的にみて）高品質であり、多種多様な嗜好や興味に訴えるように編成された幅広

²⁹ メディア企業の合併については、2003年通信法附則14による「20%以上のシェアを有する全国新聞社を経営する者による『チャンネル3』の免許取得禁止」とは別に、2002年企業法により国務大臣（DCMS）の介入権が規定されており、「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」に基づき合併差し止め等を行うことができる。

また、Leveson調査委員会の調査報告書において、「『多様性』については、ニュース及び時事に焦点が置かれるべきであり、オンライン・ニュース配信もメディア多様性の測定に当たって考慮するべきである」と提言しているのは、まさに、この「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」についてである。

前掲注9及び注66関連

³⁰ 2002年企業法第58条2A(a)(b)

³¹ 2002年企業法第58条2B

³² 2002年企業法第58条2C(a)

い放送を英国全土において提供すること³³

- ・メディア企業を運営する者及びこれらの企業の支配下にある者が、放送において 2003 年通信法第 319 条に定める番組基準の目的を達成することを確約すること³⁴

以上のような「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」により、国務大臣 (DCMS) は、公共の利益に反して実施されるおそれのあるメディア企業の合併について、競争政策の観点 (competition issues) のみならず、「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」の観点からも審査を行い、その合併の適否を判断することとされている。

6.2. 前回 2009 年定期報告から 2012 年までの具体的事案

「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」は、前回 2009 年の定期報告以降、国務大臣 (DCMS) によって二度の審査が実施されている。一つは 2010 年のニュース・コーポレーションによる BSkyB の買収事件³⁵、もう一つは 2012 年のグローバルラジオによる、ガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事件³⁶ である。

6.3. Ofcom の結論

2012 年 6 月の Ofcom の「メディアの多様性の測定に関する報告書 (Measuring media plurality)」(2012.6.19) においては、以下のようにメディア多様性の検討の範囲について提言している。³⁷

- ・当該合併規制はメディアの多様性に対する懸念に対して十分かどうか

³³ 2002 年企業法第 58 条 2C(b)

³⁴ 2002 年企業法第 58 条 2C(c)

³⁵ Ofcom 「ニュース・コーポレーションによる BSkyB の買収申請事案における公益性判断基準に関する審査報告 (Report on public interest test on the proposed acquisition of British Sky Broadcasting Group plc by News Corporation)」(2010 年 12 月 31 日) <http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

また、当該事案について 2011 年 7 月 13 日にニュース・コーポレーションが合併申請を取り下げるに至るまでの経緯について、DCMS 「ニュース・コーポレーションによる BSkyB の買収申請事案に関する時系列経緯 (Timeline : News Corp/BSkyB Merger)」参照

http://www.culture.gov.uk/images/publications/News-Corp-BSkyB_timeline.pdf

なお、国内で当該事案について紹介されているものとして、2011 年 3 月の合併承認に関する意見募集 (パブリックコメント) の開始までの経緯につき、中村美子「英政府、News Corp の BSkyB 買収承認へ」放送研究と調査 (2011 年 5 月) p74 参照

³⁶ Ofcom 「グローバルラジオによるガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事案に関する審査報告 (Report on public interest test on the acquisition of Guardian Media Group's radio stations (Real and Smooth) by Global Radio)」(2012 年 10 月 11 日)

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/gmg-radio-holdings/annexes/final.pdf>

³⁷ 前掲注 10 参照

- ・当該合併規制は新聞社や放送局以外の企業を対象とすべきかどうか
- ・どのような測定基準をメディア多様性の測定に用いるべきか

ただし、これら上記の事項については、あくまでもメディアの多様性の論点に限定して言及している。³⁸

また、Ofcom は、メディアの多様性の論点の範囲内で、以下のように現行の規制の枠組みのいくつかを大幅に変更する具体的な提言も行っている。

- ・4～5年ごとに「メディア所有規制に関する定期審査 (a periodic plurality review)」を行うこと³⁹
- ・インターネットにおけるオンライン・ニュース配信事業者 (online news providers) へも当該合併規制の対象範囲を広げること

さらに、Ofcomは、メディア企業の合併に対する現行の「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」が上記に示したような新たなメディア多様性の枠組みとの関係において整合性があるのか、あるいはそれぞれ別々の枠組みとして捉えるべきなのかについて更なる検討が必要であると提言している。⁴⁰ そしてOfcomは、英国議会 (Parliament) が公共の利益に関連する法改正を行う場合には、メディア企業の合併に関する新たな規制根拠がメディアの多様性確保の政策目的⁴¹ やメディアの多様性の在り方に関する上記の考え方に基づくべきであるという提言を行っている。これらのメディア企業の合併に関する新たな規制根拠は、関連メディアの相互所有規制であるクロスメディア所有規制として捉えられるべきであり、メディア企業が合併する際の審査や「メディア所有規制に関する定期審査 (periodic reviews)」においても同様に適用されるべきであると言及している。

これらを内容とするOfcomの「メディアの多様性の測定に関する報告書 (Measuring media plurality)」(2012.6.19)の提言は、現在、英国政府 (Government) において検討されるべき事案となっている。2012年11月29日に公表されたLeveson裁判官の調査委員会の報告では、「報道の自由 (Press)」への規制に関して、その将来に大きな影響を及ぼす懸念のある多くの提言がなされている。⁴² これらの提言を受け入れるかどうかを判断するのは英国政府 (Government) であり、今後の議論の争点となってくると考えられる。メディアの多様性に係る公共の利益の観点からの介入についてどのような政策を選択するかは、メディアの多様性に直接あるいは間接に関係がない場合であっても、それが新聞社や放送局といったメディアへの介入となることから、その法制度や規制根拠に影響を与えるのは明らかである。

したがって、Ofcomはこのような大きな議論から離れて2002年企業法に規定するメディア企業の合併事案に関する「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public i

³⁸ Ofcom の各報告書は、Leveson 裁判官の調査委員会のようにメディアに対して広範に規制の射程を設定しているわけではない。

³⁹ 前掲注 3, 6.10, 前掲注 19 関連

⁴⁰ 前掲注 3, 6.10, 前掲注 20 関連

⁴¹ 前掲注 3, 6.10, 「意見の多様性を確保し、世論や政治的重要課題に関して特定のメディア所有者等が過度の影響力を持つことを防ぐこと」

⁴² 前掲注 14 及び 29 参照

nterest test)」の変更を勧告することは適当ではないと考えている。すなわち、2012 年の定期報告において Ofcom は、この報告書の結論として、いかなる現行規制の変更も勧告しない。

7. 英国におけるメディア所有規制の「パラドックス “Paradox” 」⁴³

7.1. Ofcom の 2012 年定期報告書への疑義

前章までにおいて Ofcom の 2012 年定期報告の主要部分である Section2 から Section6 までを紹介してきたが、その各項目 (Section) 中で、Ofcom は以下のように結論づけている。

- ・ Section2 : 「メディア所有規制について、より大きな議論の枠組みの中で慎重に検討されるべきものである」⁴⁴
- ・ Section3 : 「この 2012 年定期報告においては、敢えていかなる現行規制の変更も勧告しない」⁴⁵
- ・ Section4 : 「現行の法制度が機能しているメディア市場の現況は比較的安定していることから、現行規制の変更を勧告しない」⁴⁶
- ・ Section5 : 「現行規制の立法趣旨は今なお妥当性があることから、現行規制の変更を勧告しない」⁴⁷
- ・ Section6 : 「この報告書の結論として、いかなる現行規制の変更も勧告しない」⁴⁸

これらはいずれも、「慎重に検討」あるいは「現行規制の変更を勧告しない」と結論づけており、一見 Ofcom が現行規制の維持を主張しているように思われる検討結果である。しかしながら、前回 2009 年の Ofcom の定期報告及びその後の BSkyB 買収事件を発端とする英国におけるメディアの多様性の確保に関する活発な議論の経緯からすればいくつかの疑義が生じてくる。

果たして Ofcom は本当に現行規制の維持が適切であると考えているのだろうか？

7.2. 勧告内容の二つの類型

Ofcom の 2012 年定期報告の結論は、大きく二つの類型に分類することができる。まず一つの類型は、現行規制を維持するに当たって妥当な理由があり、「現行規制の変更を勧告しない」としている項目である。

- ・ Section4 : 放送局免許制度
- ・ Section5 : ニュース配信事業者の指定制度

これら二つの項目に関して Ofcom は、「ニュースの入手方法等に関する調査」⁴⁹ において

⁴³ Paradox : 一見矛盾しているように見える言説 (「Wisdom 英和辞典」三省堂) , 注 80 関連

⁴⁴ 前掲注 3, 2.9

⁴⁵ 前掲注 3, 3.10

⁴⁶ 前掲注 3, 4.7

⁴⁷ 前掲注 3, 5.8

⁴⁸ 前掲注 3, 6.12

⁴⁹ 前掲注 17、23 及び 28 参照

示された「テレビとラジオは依然として重要なニュースの情報源となっている」という調査結果に基づき、その検討結果として「現行規制の変更を勧告しない」と結論づけている。

一方で、不可解なのは、もう一つの類型である。「より大きな議論の枠組みの中で慎重に検討されるべき」、あるいは「このような大きな議論から離れて現行規制の変更を勧告することは適当ではない」ため「現在、英国政府（Government）において検討されるべき事案」であるとした上で「いかなる現行規制の変更も勧告しない」としている項目である。

- ・ Section2：2012年定期報告書の検討範囲
- ・ Section3：全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20規制」）
- ・ Section6：メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動⁵⁰

これら三つの項目については、BSkyB買収事件以降、これまでOfcomが詳細な検討を行ってきたにもかかわらず、敢えてこの2012年定期報告では具体的な勧告を回避している項目である。

7.3. Ofcom が具体的な勧告を回避する理由

Ofcomが上記三つの項目において具体的な勧告を回避している理由については、Leveson調査委員会とOfcomとの関係に糸口があるのではないかと推測される。

Ofcomの2012年定期報告のSection2は、「Ofcomの2012年定期報告は、英国において大きな議論を巻き起こしているLeveson裁判官の調査委員会⁵¹のメディアの在り方に関する調査の一部を構成する」⁵²としており、それゆえ「大きな議論の枠組みの中で慎重に検討されるべきものである」⁵³と述べている。

このLeveson調査委員会の「調査の一部を構成する」という点について、Ofcomの「メディアの多様性の測定に関する報告書（Measuring media plurality）」（2012.6.19）の作成指示を出したDCMSのHunt大臣からOfcom長官への依頼文書には、「この作業を引き受けていただき感謝しております。スケジュール的には2012年6月までにご提出いただければ、Leveson調査委員会もそれをご覧いただけるものと理解しております」（2011年10月）⁵⁴とあり、Ofcomから2012年6月に提出された当該報告書には、その報告に至る経緯の中で「DCMS大臣から、2012年6月までにLeveson調査委員会へ我々Ofcomの報告書を提供するよう要請があった」⁵⁵とある。

また、この2012年6月の報告書への追加依頼として「メディアの多様性の測定に関する報告書－追加勧告－（Measuring media plurality－supplementary advice）」（2012.10.5）の作成指示を出したDCMSのHunt大臣からOfcom長官への依頼文書にも、「Leveson

⁵⁰ 前掲注9、29及び注66参照

⁵¹ 前掲注14及び29参照

⁵² 前掲注3,2.8, 前掲注15関連

⁵³ 前掲注44参照

⁵⁴ DCMS大臣「Ofcom長官への依頼文書（Ensuring Media Plurality）」（2011年10月）
http://www.culture.gov.uk/images/publications/CMS_188245_Ensuring_Media_Plurality.pdf

⁵⁵ 前掲注10, 2.6

n調査委員会の調査の一部として役立つと確信しています」(2012年6月)⁵⁶とあり、さらにOfcomの2012年10月の追加勧告の副題には「DCMS大臣及びLeveson調査委員会への追加勧告 (Supplementary advice to the Secretary of State for Culture, Media and the Leveson inquiry)」⁵⁷と記されている。

これらのことから、Ofcomとしては、2012年の定期報告(2012年11月)のSection6において「これらの提言を受け入れるかどうかを判断するのは英国政府(Government)であり、今後の議論の争点となってくる」⁵⁸と記載されていることに象徴されるように、報告すべきものは2012年6月及び10月の二つの報告書⁵⁹において報告し尽されているという認識から、2012年定期報告において具体的な勧告を回避するような内容になっているものと推測される。なお、Leveson調査委員会は、報道におけるプライバシーの尊重や誤った記事の防止を図るための独立した自主規制組織の設立を提言するなど、メディアの多様性の論点にとどまらず広範にメディアの在り方について問いただしている。そのため、Ofcomの2012年の定期報告のSection6において、「Leveson裁判官の調査委員会の報告では、『報道の自由(Press)』への規制に関して、その将来に大きな影響を及ぼす懸念のある多くの提言がなされている」⁶⁰と憂慮しているような記述もあることから、Ofcomとしては、事態は英国政府(Government)及びLeveson調査委員会に一任しているという認識なのではないかと推察される。

仮に、上記のような状況があるのであれば、英国のメディア所有規制の動向は、今後、事態が大きく急展開する可能性がある。Ofcomも「メディアの多様性の測定に関する報告書(Measuring media plurality)」(2012.6.19)⁶¹及び「メディアの多様性の測定に関する報告書—追加勧告—(Measuring media plurality—supplementary advice)」(2012.10.5)⁶²の二つの報告書の提言に関して、「もし英国議会(Parliament)において立法化されるならば、ニュース・メディア市場の多様性に関する規制の在り方に重要な変革をもたらすことになる」⁶³と自ら2012年の定期報告の中で言及している。そのため、再度、英国におけるメディア所有規制の諸規定及びこれに関するBSkyBの買収事件以降の各種報告書をさらに詳しく検証しておく必要がある。

8. 英国におけるメディア所有規制の今後の方向性

8.1. 究極に規制緩和された英国のメディア所有規制の「トリック “Trick” 」

英国におけるメディアの多様性の確保に関する主要な現行規制としては、以下の二つが

⁵⁶ DCMS 大臣「Ofcom 長官への追加依頼文書 (Measuring Media Plurality)」(2012年6月)

http://www.culture.gov.uk/images/publications/SoS_letter-to-Ofcom-18-June-2012.pdf

⁵⁷ 前掲注 11 参照

⁵⁸ 前掲注 3, 6.11

⁵⁹ 前掲注 10 及び 11

⁶⁰ 前掲注 3, 6.11

⁶¹ 前掲注 10 参照

⁶² 前掲注 11 参照

⁶³ 前掲注 4, 6.11

ある。⁶⁴

- ・全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）⁶⁵
- ・メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動⁶⁶

このうち、英国の情報通信関係法令（1990 年放送法、1996 年放送法、2003 年通信法等）に規定される主要なメディア所有規制は、いわゆる「20/20 規制」のみである。すなわち、2003 年に大きく規制が緩和され、さらに 2009 年の定期報告の勧告を受けて 2011 年のラジオに関するメディア所有規制の規制緩和が実施された後⁶⁷、英国の情報通信関連法令において現存する主要なメディア所有規制は『「チャンネル 3」と新聞社とのクロスメディア所有規制」いわゆる「20/20 規制」を規定する 2003 年通信法附則第 14 のみである。

もう一つのメディア多様性の確保に関する主要な現行規制、メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動条項は、2002 年企業法⁶⁸ に各種手続き規定が定められており、その判断基準である「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」は、「第 3 部 企業合併（Part3 Mergers）」に規定されている。⁶⁹ も

⁶⁴ 総務省「世界情報通信事情（英国）」p28 参照

<http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/uk/pdf/044.pdf>

⁶⁵ 本稿 p4 「3. 全国放送におけるクロスメディア所有規制（いわゆる「20/20 規制」）参照、前掲注 8 関連

⁶⁶ 本稿 p8 「6. メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動」参照、前掲注 9 及び 29 関連

⁶⁷ 「2011 年『メディア所有省令』改正（The Media Ownership (Radio and Cross-Media) Order 2011）」につき、

<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/1503/contents/made> を参照

また、具体的説明につき、

http://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/1503/pdfs/uksiem_20111503_en.pdf を参照

⁶⁸ 2002 年企業法の序文

「英国公正取引庁、競争控訴審裁判所及び競争局（Competition Service）の機能の確立と規定を行い、企業合併と市場構造と市場行動に関する規定を設け、競争委員会の構成と機能を改め、特定の反競争的協定を結ぶ者の違反に関する規定を設け、競争委員会の構成と機能を改め、特定の反競争的協定を結ぶ者の違反を設け、特定の反競争的慣習に従事する企業の取締役の欠格事由を規定し、競争法規に関するその他の規定を設け、消費者の集合的な利益の保護に関する法律を改正し、競争と消費者に関する法令に基づいて得られた情報の公開に関して更なる規定を設け、1986 年倒産法を改正して倒産に関するその他の規定を設け、その他これらに関連する目的を有する法律」

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/40/introduction>

⁶⁹ メディア企業の合併に対する国務大臣（DCMS）の介入権の発動の「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」は、2002 年企業法第 3 部第 58 条各項に規定されている。（前掲注 30 から 34 及び 74 関連）

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/40/section/58>

なお、2002 年企業法第 3 部第 58 条 2A 項から同条 2C 項の各項は、2003 年通信法第 375 条により「2002 年企業法第 58 条 2 項の後に、次の規定を加える」として規定されたものであるが、あくまでも 2002 年企業法の改正を 2003 年通信法により行ったものであり、当該「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」の根拠法は 2002 年企業法である。このことは、前掲注 3（Ofcom の 2012 年定期報告）別添 1（Annex 1）「英国の現行メディア所有規制」に「2002 年企業法」として記載が

とより、当該 2002 年企業法は競争法を補完する法律であり⁷⁰、我が国では「市場における公正かつ自由な競争を促進すること」を目的として制定されている「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（いわゆる「独禁法」）⁷¹に関連する法律である。本来、メディアの多様性の確保は、「市場における公正かつ自由な競争を促進する」ことに意義があるのではなく、あくまでも「表現の自由」の観点から立法措置が講じられるべきものと考えられる。しかしながら、英国では競争法を補完する 2002 年企業法においてメディアの多様性の確保が要請され、その枠組みの中でメディア所有規制が運用されている状況にある。

これまで、英国におけるメディア所有規制に対する検討の潮流は、2003 年通信法をはじめとする情報通信関係法令のメディア所有規制を緩和する一方で、競争法を補完する 2002 年企業法のメディア所有規制の諸規定を見直す方向で検討が進められてきた経緯がある。例えば、2012 年 6 月の Ofcom の「メディアの多様性の測定に関する報告書（Measuring media plurality）」（2012.6.19）では、以下のように提言されている。⁷²

- ・4～5 年ごとに「メディア所有規制に関する定期審査（a periodic plurality review）」を行うこと
- ・インターネットにおけるオンライン・ニュース配信事業者（online news providers）へもメディア企業合併規制の対象範囲を広げること

これらは、いずれも 2002 年企業法に規定されるメディア企業の合併に対する「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」の見直しを標的として提言されているものである。したがって、2003 年通信法をはじめとする英国の情報通信関係法令のみを見ていくと究極に規制が緩和されているような錯覚に陥ってしまうが、実際には、このメディア企業の合併に対する国务大臣（DCMS）の介入権発動に当たっての判断基準である「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」の見直しが英国におけるメディア所有規制の検討の鍵になる。

2003 年通信法の規制緩和と 2002 年企業法の改正の絶妙な連携、「トリック “Trick”」という言葉には、「謀略」とか「計略」という意味もあるが、「秘訣（うまいやり方）」とか「妙技」という意味もある。「20/20 規制」と「メディアにおける公益性の判断基準（the media public interest test）」の究極の組み合わせ（combination）が意味するところは、それはもはや「トリック “Trick”」と言うほか他に表現のしようがない。

8.2. 競争法に位置づけられたメディア所有規制と「表現の自由」の関係

2003 年通信法をはじめとする情報通信関係法令において極限までメディア所有規制が規制緩和される一方で、英国におけるメディアの多様性の確保の鍵となるのは、2002 年企業法によるメディア企業の合併に対する国务大臣（DCMS）の介入権発動条項の今後の見

あるとおりである。

⁷⁰ 公正取引委員会「世界の競争法、『イギリス：1. 根拠法 注 2』」
<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/uk.html>

⁷¹ 公正取引委員会「独占禁止法の概要」
<http://www.jftc.go.jp/dk/gaiyo.html>

⁷² 前掲注 10 参照

直しの動向である。ここで、この条項すなわち競争法を補完する 2002 年企業法に位置づけられたメディア所有規制の諸規定は、メディアに対する公的規制と関係が深い「表現の自由」との関連においてどのように考えればよいのだろうか。そもそも「表現の自由」の役割とは何なのだろうか。

メディアは、社会で論議されている様々な事象について、できる限り多様な観点からの情報を国民に伝達することによって、国民一人一人の様々な局面における自律的な意思決定を可能とする機能をもっている。その意味において、メディアは民主主義社会において欠かせない役割を果たしていると言える。民主的政治過程を維持する上で「表現の自由」が果たす役割は、政治に参加する市民に十分な情報を提供すること、つまり国民の知る権利に応えることが本来の目的である。⁷³ 「表現の自由」が果たす役割の観点からすれば、メディアの多様性の確保は、民主的政治過程の維持を実現するための重要な構成要素の一つとなると考えられる。この点、英国では、「市場における公正かつ自由な競争を促進すること」を目的とする 2002 年企業法において、このメディアの多様性の確保が要請されている。ここに英国におけるメディア所有規制の大きな特徴があり、英国のメディア所有規制の検討動向を把握する上で重要な鍵になってくる。

メディア企業の合併の審査に当たっては、「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」が 2002 年企業法第三部第 58 条の各項に規定されている。⁷⁴ その中には内容中立的なものだけでなく、以下のような番組内容規制に関する規定が含まれている。

・メディア企業を運営する者及びこれらの企業の支配下にある者が、放送において 2003 年通信法第 319 条に定める番組基準の目的を達成することを確約すること⁷⁵
すなわち、英国のメディア所有規制における最も特徴的な規定であるメディア企業の合併に対する国務大臣 (DCMS) の介入権の発動条項は、競争法を補完する 2002 年企業法に位置づけられるものの、番組内容規制にまで言及するものであり、単に「市場における公正かつ自由な競争を促進する」観点からメディア企業の合併を規制することを目的とするものではないことは明らかである。まさに、「表現の自由」の観点からメディアの多様性を確保するためのメディア所有規制であると言える。

また、インターネットと連携・融合する新たなメディアの出現など、メディアの多様化の急速な進展に対応するため、Ofcom は 2012 年 6 月の報告書において、インターネットによるオンライン・ニュース配信事業者 (online news providers) を「メディア独占の評価手法」の対象範囲に含めるよう、「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」の見直しを求めている。⁷⁶ このことは、2012 年 11 月 29 日に提出された Leveson 調査委員会の調査報告書においても、『多様性』については、ニュース及び時事に焦点が置かれるべきであり、オンライン・ニュース配信もメディア多様性の測

⁷³ 長谷部恭男『憲法 (第 4 版)』新世社 (2008 年) p201 以下「8.1.3 表現の自由 (1) 表現の自由の保障根拠」

⁷⁴ 前掲注 30 から 34 及び 69 関連

⁷⁵ 2002 年企業法第 58 条 2C(c), 前掲注 34 関連

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/40/section/58>

⁷⁶ 前掲注 10 参照

定に当たって考慮すべきである」⁷⁷と言及され、「メディアにおける公益性の判断基準 (the media public interest test)」を見直すよう提言している。

なお、メディアの企業合併に対する国務大臣の介入権を所管する行政機関は、BSkyB事件を契機として、2011年1月18日に英国ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS : Department for Business Innovation and Skills) から英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS : Department for Culture, Media and Sport) へ権限が委譲されている。⁷⁸この点について、競争政策を所管する行政機関から放送政策を所管する行政機関へメディア企業の合併に対する国務大臣の介入の権限が委譲されたことにも留意しておく必要がある。

8.3. おわりに

英国におけるメディア所有規制の在り方に関する検討は、2010年11月のBSkyB買収事件以降から本格的に開始され、これまで多くの議論や提言が行われてきた。しかしながら、2012年11月29日、メディアの在り方に大きな議論を巻き起こすLeveson調査委員会の調査報告書が提出され、時間の空転が始まる。Ofcomの真意は、本稿においてこれまで紹介してきたとおり、単に「現行規制の変更を勧告しない」と考えているわけではない。それゆえ、再び時計が回り始める時、英国におけるメディア所有規制の在り方に大きな変革が起こる可能性を秘めている。「この報告書の結論として、いかなる現行規制の変更も勧告しない。 “As such, we are not recommending any further changes as a result of this review.”」⁷⁹、このOfcomの2012年定期報告書の結論は、逆説的 (パラドックス “Paradox”)⁸⁰ であるがゆえに、今後、より慎重な検証が必要となる。

参考文献

- [1] 芦部信喜『憲法学Ⅲ人権各論(1)』有斐閣 (1998)
- [2] 芦部信喜『宗教・人権・憲法学』有斐閣 (1999)
- [3] DCMS 大臣「Ofcom 長官への依頼文書 (Ensuring Media Plurality)」(2011.10)
- [4] DCMS 大臣「Ofcom 長官への追加依頼文書 (Measuring Media Plurality)」(2012. 6.18)
- [5] 浜田純一『メディアの法理』日本評論社 (1990)
- [6] 長谷部恭男『テレビの憲法理論』弘文堂 (1992)

⁷⁷ 前掲注 14 及び 29 参照

⁷⁸ DCMS「BIS から DCMS への権限委譲について (Transfer of responsibilities from BIS to DCMS)」参照

http://www.culture.gov.uk/what_we_do/media_mergers/7766.aspx

なお、権限委譲の施行期日は、DCMS「メディア所有と合併 (media ownership and mergers)」に「2011年1月18日『Transfer of responsibilities from BIS to DCMS (18 January 2011)』」の記載がある。

http://www.culture.gov.uk/news/news_stories/7721.aspx

⁷⁹ 前掲注 3, 6.12

⁸⁰ 逆説：真理に反しているようであるが、よく吟味すれば真理である説。『急がば回れ』、『負けるが勝ち』の類。(「広辞苑 (第五版)」岩波書店)、前掲注 43 関連

- [7] 長谷部恭男『憲法（第4版）』新世社（2008）
- [8] 金澤薫『放送法逐条解説（改訂版）』（2012）
- [9] ジョン・ミドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論』有斐閣・一橋大学大学院法学研究科叢書（2010）
- [10] 中村美子「イギリス Ofcom」放送研究と調査（2010.9）
- [11] 中村美子「英政府, News Corp の BSkyB 買収承認へ」放送研究と調査（2011.5）
- [12] NHK 放送文化研究所編『NHK データブック世界の放送 2012』NHK 出版（2012 年）
- [13] Ofcom 「ニュース・コーポレーションによる BSkyB の買収申請事案における公益性判断基準に関する審査報告（Report on public interest test on the proposed acquisition of British Sky Broadcasting Group plc by News Corporation）」（2010.12.31）
- [14] Ofcom 「メディアの多様性の測定に関する報告書（Measuring media plurality）」（2012.6.19）
- [15] Ofcom 「メディアの多様性の測定に関する報告書－追加勧告－（Measuring media plurality－supplementary advice）」（2012.10.5）
- [16] Ofcom 「グローバルラジオによるガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事案に関する審査報告（Report on public interest test on the acquisition of Guardian Media Group's radio stations (Real and Smooth) by Global Radio）」（2012.10.11）
- [17] Ofcom 「メディア所有規制の運用に関する報告書（Report to the Secretary of State(Culture, Media and Sport) on the operation of the media ownership rules listed under Section 391 of the Communications Act 2003)」（2012.11.22）
- [18] 塩野宏『放送法制の課題』有斐閣（1989）
- [19] 鈴木賢一「英国の新通信法－メディア融合時代における OFCOM の設立－」レファレンス（2004.11）
- [20] 滝沢正『比較法』（2009）
- [21] 田中英夫他『外国法の調べ方』（1974）